

○鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例

平成15年3月28日条例第10号

改正

平成17年9月22日条例第64号

平成17年12月22日条例第165号

平成18年9月29日条例第43号

平成20年10月1日条例第41号

平成21年6月30日条例第32号

平成24年3月26日条例第6号

平成26年9月30日条例第30号

平成28年3月30日条例第13号

平成29年3月30日条例第6号

平成30年3月30日条例第3号

令和元年9月30日条例第11号

令和4年3月29日条例第5号

鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例

鴻巣市乳幼児医療費支給に関する条例（昭和48年鴻巣市条例第28号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給することにより、子育てをするこどもの保護者の経済的負担を軽減し、もってこどもの健康の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（婚姻している者及び就職し、保護者の扶養でない者を除く。）をいう。
- (2) 対象のこども 鴻巣市の区域内に住所を有するこどもで、かつ、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるものをいう。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。
- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
 - ウ 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象のこどもに係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは医療保険各法（国民健康保険法を除く。）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担される状態となった者
 - エ 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和51年鴻巣市条例第12号）に基づき医療費の支給を現に受けている者
 - オ 鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年鴻巣市条例第28号）に基づき医療費の支給を現に受けている者
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、対象のこどもを現に監護しているものをいう。
- (4) 受給資格者 主として生計を維持している保護者であって、こどもの医療費支給事業の受給資格を市長から認定されたものをいう。
- (5) 医療保険各法 国民健康保険法及び規則で定める社会保険各法をいう。
- (6) 医療機関等 次に掲げるものをいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

イ 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師

ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師

(7) 医療費 医療保険各法に規定する医療給付の対象となる費用（入院時食事療養費及び交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。）をいう。

(8) 一部負担金 対象のこどもに係る医療費のうち、受給資格者が医療保険各法の規定により負担すべき額及び他の法令に基づいて、医療の給付に対して負担すべき額をいう。この場合において、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付金があるときは、その額を控除した額をいう。

(支給)

第3条 市長は、一部負担金を支払った受給資格者に対し、当該一部負担金に相当する額（以下「こどもの医療費」という。）を支給するものとする。

(受給資格者の登録)

第4条 こどもの医療費の支給を受けようとする保護者は、規則の定めるところにより、受給資格登録の申請をしなければならない。

2 前項の申請があった場合において、市長は、内容を審査し、適当と認めるときは、当該対象のこどもの保護者で、かつ、その主たる生計維持者であるものを受給資格者として認定し、登録するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、対象のこどもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が当該対象のこどもと同居している場合（当該いずれか一の者が、当該対象のこどもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしない場合に限る。）は、

当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定し、登録するものとする。

4 市長は、前2項の規定により受給資格者として認定したときは、規則の定めるところにより、当該受給資格者に受給資格証を交付しなければならない。

(支給方法)

第5条 第3条の規定による支給は、受給資格者からの申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には、こどもの医療費を受給資格者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた対象のこどもの受給資格者に対してこどもの医療費の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

第6条 受給資格者は、規則で定める事項について異動があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(支給金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いを受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額又は過払いを受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の譲渡の禁止)

第8条 この条例によるこどもの医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に要した医療費について適用し、施行日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

(吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置)

- 3 吹上町の編入の日前に、吹上町乳幼児医療費支給に関する条例（平成13年吹上町条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 川里町の編入の際、現に川里町に住所を有していた者は、この条例の規定にかかわらず、平成17年度に限り、川里町乳幼児医療費支給に関する条例（昭和48年川里村条例第21号）又は川里町子育て支援児童医療費の支給に関する条例（平成13年川里村条例第10号）の例による。

附 則（平成17年条例第64号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第165号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に要した医療費について適用し、施行日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第43号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に要した医療費について適用し、施行日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の療養に係る医療費の支給について適用し、同日前の療養に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月30日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の2及び第5条第2項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例第2条の2及び第5条第2項の規定は、平成28年4月1日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月30日条例第6号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく受給資格登録の申請その他こども医療費の支給に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月29日条例第5号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

(経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例第5条第2項の規定は、施行日以後の療養に係る医療費の支給について適用し、同日前の療養に係る医療費の支給については、なお従前の例による。